

HR ニュースレター

2025

10



◆最新・行政の動き

育休代替者雇用の助成拡充 介護休暇有給化促す 厚労省・8年度両立支援施策

厚生労働省は令和8年度、両立支援等助成金の拡充など、育児・介護と仕事の両立支援に関する取組みを強化します。同助成金は、中小企業における仕事と育児・介護の両立に向けて、業務代替の体制整備や柔軟な働き方の導入を含めて支援するものです。8年度の予算概算要求において、関連費用として7年度当初予算を1割程度上回る392億円を計上しました。一部のコースについて、支援対象とする企業の範囲を拡大するほか、取組み期間に応じた最大支給額の引上げなどを行います。

育休中等業務代替支援コースでは、育休中の労働者や時短勤務者の業務を代替する者への手当支給を行う場合の助成対象について、雇用労働者数の要件を撤廃します。

育休取得者の代替要員の新規雇用に関しては、新たに対象を300人以下企業全体に拡大するとともに、最大支給額を引き上げます。現行制度では、代替期間に応じて7万円（7日以上14日未満）～67.5万円（6カ月以上）を支給。8年度は最大で81万円（1年以上）とする方針です。プラチナくるみん認定事業主の場合は支給額を割り増し、代替期間が1年以上なら99万円を支援します。

介護離職防止支援コースでは、有給の介護休暇制度を導入した場合に新たに30万円を支給します。休暇が年10日以上の際は50万円と手厚くします。

このほか、柔軟な働き方の導入など両立に向けた個々の中小企業の課題・状況に応じ、社会保険労務士などの専門家がアドバイスする中小企業育児・介護休業等推進支援等事業も強化します。企業への支援を行う「仕事と家庭の両立支援プランナー」の数を増員する考えで、改正育児・介護休業法に基づく、柔軟な働き方の実現のための個別周知・意向確認や、介護に関する雇用環境整備などについて、各社・労働者の現状をヒアリングし、課題を踏まえた効果的な手法を提案していきます。

トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 送検
- 監督指導動向
- 調査
- 実務に役立つQ & A
- 身近な労働法の解説
—情報機器作業における労働衛生管理②—
- 今月の実務チェックポイント
- DC お役立ち情報

－ 発行 －

社会保険労務士事務所
上田 HR コンサルティング
上 田 智 之
〒819-0367
福岡市西区西都 1-8-5-804
電話：092-233-5178
e-mail：t.ueda@ueda-hrc.com
URL：https://ueda-hr.com

◆ニュース

最賃平均 1121 円に 過去最大の 66 円引上げ 答申結果

厚生労働省は、全国すべての地方最低賃金審議会で令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額を答申したと発表しました。47 都道府県の引上げ額は 63～82 円で、改定後の全国加重平均額は 66 円（6.3%）上昇して 1121 円になります。上昇額は 5 年連続で過去最大となり、39 県で中央最低賃金審議会が示した「目安」を上回りました。

改定後の最高額は東京の 1226 円で、最低額は高知、宮崎、沖縄の 1023 円となります。最高・最低額の差は現在の 212 円から 203 円に縮まり、最高額に対する最低額の比率も 81.8%だったものが 83.4%に高まるなど、地域間格差が縮小します。

	時間額	引上額		時間額	引上額		時間額	引上額
北海道	1,075	65	石川	1,054	70	岡山	1,047	65
青森	1,029	76	福井	1,053	69	広島	1,085	65
岩手	1,031	79	山梨	1,052	64	山口	1,043	64
宮城	1,038	65	長野	1,061	63	徳島	1,046	66
秋田	1,031	80	岐阜	1,065	64	香川	1,036	66
山形	1,032	77	静岡	1,097	63	愛媛	1,033	77
福島	1,033	78	愛知	1,140	63	高知	1,023	71
茨城	1,074	69	三重	1,087	64	福岡	1,057	65
栃木	1,068	64	滋賀	1,080	63	佐賀	1,030	74
群馬	1,063	78	京都	1,122	64	長崎	1,031	78
埼玉	1,141	63	大阪	1,177	63	熊本	1,034	82
千葉	1,140	64	兵庫	1,116	64	大分	1,035	81
東京	1,226	63	奈良	1,051	65	宮崎	1,023	71
神奈川	1,225	63	和歌山	1,045	65	鹿児島	1,026	73
新潟	1,050	65	鳥取	1,030	73	沖縄	1,023	71
富山	1,062	64	島根	1,033	71	加重平均	1,121	66

ストレスチェックの義務拡大で 手引き作成に着手 厚労省

労働安全衛生法の改正によりストレスチェックの実施義務が労働者 50 人未満の事業場まで拡大することを受け、厚生労働省が小規模事業場向けのマニュアルの作成に乗り出しました。

メンタルヘルス対策に関する有識者検討会の下に設置するワーキンググループで、今年 11 月ごろまで 50 人未満の事業場に適したストレスチェックの実施方法について検討します。その後、有識者検討会や労働政策審議会安全衛生分科会での議論を経て、今年度末～来年度初めをめどにマニュアルを公表し、周知を進める方針です。

ワーキンググループでは、ストレスチェックの実施を外部委託する際の事業者のかかわり方や委託先の選定方法のほか、労働者が安心して面接指導の申出をできる環境整備のあり方などを論点とします。労働者のプライバシー保護の観点に留意した集団分析・職場環境改善の取組みについても検討します。

ストレスチェックに関する改正は、令和 10 年 5 月までに施行されます。

給与維持し週休 3 日 育児介護以外でも利用可 浜松磐田信金

育児・介護中ではない職員にも柔軟な働き方の選択肢を——浜松磐田信用金庫は来年 4 月から、土日に加えて公休を月 1 回取得できる選択的週休 3 日制を導入します。変形労働時間制を活用して 1 カ月の総労働時間は維持し、給与の減額は行いません。

非管理職のフルタイム勤務者 1300 人を対象としました。取得に当たっては、前月下旬までに上司に相談して、シフトを調整したうえで、日付を決定します。休んだ日の所定労働時間（7.5 時間）は、2 時間あるいは 1.5 時間単位で複数に分け、定時退庫推奨日（月・水・金）以外に振り分けます。

同信金人事部人事課の担当者は導入の背景について、育児・介護との両立に関する法整備が進み、短時間勤務制度などの利用が進んできた点を挙げました。育児・介護中ではない職員には不公平感があり、これを払拭する必要があったといいます。「近隣に多い製造業・中小企業でも導入可能なモデルを示すことで、地域の人材確保にも貢献したい」と話しています。

週休 3 日制の導入はメガバンクなどで進んでいますが、同信金によれば、信用金庫での導入は初めて。金融機関において、給与の減額を伴う形が多いなか「給料は減らしたくないが、3 連休の旅行がしたい」などの要望にも応えられる形にしました。

今後は取得状況などを確認したうえで、回数の拡大も検討します。管理職など他の職員にしわ寄せがいかないよう、業務の効率化も並行して進めていきます。

求人票の書き方助言 外国人材活用を積極化 東京労働局

東京労働局は、人手不足に悩む企業に対し、外国人活用を積極的に働き掛けていきます。求人に応募が来ない事業所に対し、ハローワークから「〇〇国籍の方が活躍中」といった、外国人求職者の目を惹くような求人票の書き方を指南します。

同労働局管内では、在留資格「留学」の外国人が就労ビザに移行するほか、資格外活動を行うケースを中心に、外国人の求職申込みが増えています。今年6月に開いた留学生対象の合同就職面接会には、例年の3倍近い2700人が集まりました。

同労働局職業対策課は、「日本で働きたい外国人と、人手不足の企業とが、うまくマッチしてほしい」と話します。応募が集まらない企業や外国人受入れに興味がある企業に対し、外国人の応募が増えるよう支援します。具体的には、事業所の状況やニーズを拾いながら、「〇〇国籍の方が〇人勤務しています」、「海外で活躍できる人材を募集します」などの文言を求人票に盛り込むようアドバイスします。

外国人雇用に障壁を感じる企業には、「外国人雇用管理アドバイザー」の活用を勧めます。アドバイザーは、都道府県労働局ごとに設置されており、同労働局では、社会保険労務士や出入国管理機関の出身者など3人が担当しています。外国人から需要の高い一時帰国への対応、文化への配慮など、専門的な助言を行っていきます。

◆送検

協定なく残業で送検 死傷病報告端緒に発覚 四日市労基署

三重・四日市労働基準監督署は、36協定を締結せずに、労働者1人に対して違法な時間外労働をさせたとして、陶磁器製造業者と同社の代表取締役および専務取締役の計1法人2人を労働基準法第32条（労働時間）違反の疑いで津地検四日市支部に書類送検しました。労働者が勤務中に倒れて死亡したことによる死傷病報告を端緒に、違法な時間外労働が発覚しました。

同社は令和6年3月24日～7月3日、労働者に最長で月74時間15分の違法な時間外労働に従事させた疑いがあります。

労働者は同社に工場長として勤務していましたが、労働時間の管理は専務が行っていたため、管理監督者ではないとされました。6年7月、作業中にくも膜下出血で倒れ、死亡しました。同月に死傷病報告が提出されています。

同社は過去には36協定を結んでいましたが、2年12月を最後に労基署への届出をしていませんでした。

◆監督指導動向

猛暑で蜂刺され災害急増 吸引器の携行求める 花巻労基署

岩手・花巻労働基準監督署は、猛暑の影響で蜂刺されによる労働災害が急増していることから、対策を講じるよう注意喚起を強めています。草木が多い場所で労働者に作業させる場合には、毒吸引器などの救急用具を携行させるよう求めています。



労災は林業や建設業など緑地での作業が多い業種で多発しています。一方、屋内作業でも発生しており、森林近くにある事務所で入ってきた蜂に刺されるなどのケースがみられます。同労基署の担当者は、「蜂被害のピークは7月から10月。休業は4日未満が多いが、労働者がアレルギーを持っている場合には死亡の可能性もある」と話します。

同労基署は、集団指導や事業場への情報提供の機会を捉えて、対策を促しています。蜂刺されのリスクが高い作業に従事させる場合など、必要に応じてアレルギー検査の実施を求めています。蜂の習性を考慮し、黒い服を避けるなどの対策も有効だと呼び掛けています。

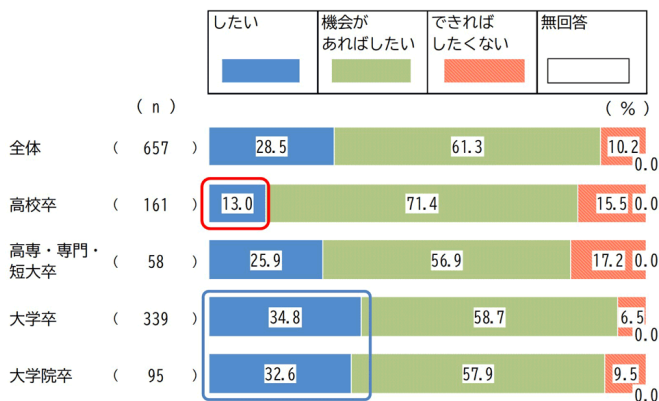
同県内では昨年7月に、草刈り中の労働者が蜂に刺されて死亡する事案が発生しています。

◆調査

A I 業務利用に学歴差 2025 年度「新入社員意識調査」

一般社団法人日本能率協会が新入社員向け公開教育セミナーの参加者 657 人を対象に行った調査で、A I の利用経験や仕事での利用意欲には学歴間で差があることが判明しました。「A I を使って仕事をしたいですか」と尋ねたところ、高卒の 15.5% が「できればしたくない」と答えています。「(積極的に) したい」は 13.0% で、大卒の 34.8%、高専・専門・短大卒の 25.9% に比べて低くなっています。

<この先、あなたはAIを使って仕事をしたいですか。>



<今まで使ったことのあるAIは何ですか。(複数選択)>

	全体	高校卒	高専・専門・短大卒	大学卒	大学院卒
調査数	657	161	58	339	95
ChatGPT	79.8	57.8	89.7	86.4	86.3
Gemini	16.4	7.5	22.4	18.6	18.9
Copilot	12.3	2.5	25.9	13.9	12.6
Claude	3.3	3.7	5.2	2.7	4.2
Perplexity	2.1	0.6	1.7	2.7	3.2
Suno	1.1	1.9	0.0	1.2	0.0
Gamma	0.9	0.6	0.0	1.2	1.1
NotebookLM	0.9	0.6	1.7	1.2	0.0
Mapify	0.6	0.6	1.7	0.6	0.0
その他	6.7	12.4	10.3	4.1	3.2

今まで使ったことがあるA I の種類を尋ねた設問では、「ChatGPT」が 79.8% で最も高くなりました。一方、高卒者に限ると、57.8% しか利用経験がありません。同協会人材戦略研究所の牧野光昭所長は、「高卒は大卒や短大卒に比べて授業でA I を利用する機会が少ない」と指摘。「企業は全社員のI T リテラシーを底上げする体系的な教育機会を提供し、スタートラインを揃える必要性が高まっているのではないかと分析しています。同協会では、新入社員とマネジメント層の双方に向けた、A I 活用研修の開講を検討しています。

◆実務に役立つQ & A

オフピーク定期を利用、時差出勤で月額変更？

Q

始業時刻等を柔軟に変更できるようにして、通勤手当は「オフピーク定期券」の金額に変更することができないか検討しています。社会保険関係では、これも随時改定の対象になるのでしょうか。

A

令和7年10月から、3歳～小学校就学前の子がいる従業員に対し、柔軟な働き方を実現するための措置を講じることが義務付けられます。2つ以上の措置を選択する必要があります。いわゆる時差出勤など始業時刻等の変更も選択肢の1つです。

オフピーク定期券は、「平日朝のピーク時間帯以外に利用可能な定期券」ですが、対象エリアが限られています。

通勤費を会社が負担する場合、原則として社会保険料の算定基礎に含みます。オフピーク定期券は、通常の定期券より割安となっていて、いわゆる下がり月変を気にする必要があります。自宅の所在地が変更なしで、通勤定期券の種類が変更となり、金額が変更となった場合も固定的賃金の変動と扱うと解されています。もっとも、その報酬額の算定の際には非固定的賃金も含んで算出することになるため、総額でみて2等級以上下がるのが改定の条件となっています(令5・6・27事務連絡)。

緊急出勤途中のケガ、通勤災害に該当か？

Q

機械の故障で休日の従業員を急きょ呼び出した際、自宅から会社に来る途中でケガをしました。しばらくの間休業していたのですが、通勤災害のため休業補償の支払い義務はないという解釈で良いのでしょうか。

A

通常と時間など異なり「業務上」

通勤災害は、住居と就業場所の往復など就業に関連した移動で、合理的な経路・方法によるものが対象ですが、業務の性質を有するものは除かれます（労災法7条2項）。

業務の性質を有するものとは、具体的には、事業主の提供する専用交通機関を利用した通勤のほか、突発的事故等による緊急用務のため、休日・休暇中に呼出しを受け予定外に緊急出勤する場合が該当します（労災法コメントール）。緊急出勤が業務の性質を有するとされるのは、とくに命じられた業務を遂行するため、通常の労働時間等とは異なる時間、経路、方法等で就業場所へ向かうことになるからです（ケーススタディ労災認定集）。鉄道の保線工が沿線の事故で呼び出され現場に駆け付ける途上を、業務遂行中とした解釈例規（昭24・1・19基収3375号）もあります。したがって、業務上災害ですので休業補償の支払い義務はあることとなります。

午前・午後休で時間違う半日年休、どう区切る？

Q

半日単位の年次有給休暇を制度化します。所定労働時間が8時半～17時で休憩は12～13時のため、休憩前後で分けると午前休・午後休で時間数が異なります。所定労働時間の半分とする必要はあるのでしょうか。

A

所定の半分ではないケースも可

労基法39条の年次有給休暇を半日単位で与えることは、本来の労働日単位の取得を阻害しない範囲内で運用される限り、可能とされています（労基法コメントール）。

半日の区切りに関して、労基法の1日が暦日基準である点から正午が基準となるとしつつも、実務上は午前休・午後休のバランスを取って正午が基準でないケースも多くあり、各社の判断で半休の際の始業・終業時刻を定めることになるとしています（石寄信憲「就業規則の法律実務」）。

安西愈「新しい労使関係のための労働時間・休日・休暇の法律実務」でも、法37条の代替休暇の通達（平21・5・29基発0529001号）において、半日は必ずしも厳密に1日の所定労働時間の2分の1とする必要はないが、労使協定で定義を定めるとしていることを引き合いに出し、午前・午後で時間数が異なる場合について、前掲通達の取扱いと軌を一にするもので合理的なものと解されるとしています。



◆身近な労働法の解説 一情報機器作業における労働衛生管理②—

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」
(令元・7・12 基発 0712 第3号、令3・12・1 基発 1201 第7号)では、事務所における情報機器作業を行う環境の整備方法について、机または作業台について定めています。



1. 机または作業台の要件

以下の要件を満たすものを用いることとしています。

- ・作業面は、キーボード、書類、マウスその他情報機器作業に必要なものが適切に配置できる広さであること。
- ・作業者の脚の周囲の空間は、情報機器作業中に脚が窮屈でない大きさのものであること。
- ・机または作業台の高さについては、①高さの調整ができない机または作業台を使用する場合、床からの高さは作業者の体形にあった高さとする、②高さの調整が可能な机または作業台を使用する場合、床からの高さは作業者の体形にあった高さに調整できること。

2. ガイドラインの解説

ガイドラインの解説では、机または作業台の高さについて、次のように示しています。

(1) 高さの調整ができない机または作業台を使用する場合

床からの高さはおおむね 65cm～70cm 程度のものを用いることが望ましい。

65cm および 70cm がそれぞれ女性および男性が使用する場合に必要な高さのほぼ平均値となるためである。

(2) 高さ調整が可能な机または作業台を使用する場合

高さの調整範囲は、大部分の作業者の体形に合わせることができるよう、床からの高さは 60cm～72cm 程度の範囲で調整できることが望ましい。

床からの高さの調整範囲は、椅子と同様に実用的な調整範囲を示した。調整範囲で調整できない場合については、椅子の場合※と同様、必要に応じて対応することが望ましい。(※椅子については、同ガイドラインまたは前月号参照)

高さ調整が可能な机または作業台を使用する場合には、椅子の高さを最適に調整した後、机の高さを調整するとよい。

大型ディスプレイを使用する場合は、十分な奥行きを使い、作業者の体にねじれを生じさせないように、またディスプレイを見上げないように、ディスプレイを配置すること。また、脚の周囲の空間に荷物等があり、脚が窮屈な場合は、取り除くこと。

椅子、机または作業台に関する人間工学上の要求事項の詳細は、JIS Z8515（人間工学－視覚表示装置を用いるオフィス作業－ワークステーションのレイアウト及び姿勢の要求事項）を参照されたい。

情報機器作業においては、機器と作業者の姿勢の関係を優先して机および椅子を選択および調整することが望ましい。特に、ノート型機器は一般の事務机上で使用する事が多く、机・椅子の組み合わせおよび調整は長時間作業の疲労軽減に重要な因子となりうる。作業員自身が最も作業がしやすい姿勢をとるために机や椅子の調整を行うことも必要である。

◆今月の実務チェックポイント

被扶養者認定における年間収入要件の改正

認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変わります。令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定することになりますので注意が必要です。

なお、配偶者には届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

また、年間収入とは、過去の収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。

雇用保険の基本手当等、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も被扶養者の認定要件では、収入要件に含まれますのでご注意ください。

年齢については、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

扶養認定を受ける方が同居している場合には、被扶養者の収入が扶養者（被保険者）の収入の半分以上の場合であっても、扶養者（被保険者）の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者（被保険者）がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

健康保険組合の場合は、健康保険組合へお問い合わせ願います。

外国籍の配偶者を被扶養者（国民年金第3号被保険者）とする場合は、被扶養者該当届書と一緒に「国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届」を提出します。

「ローマ字氏名届」は、「国民年金第3号被保険者関係届」を**電子申請により手続きされる場合に限り**、「国民年金第3号被保険者関係届」の電子添付書類として画像ファイル（PDF形式・JPEG形式）による提出が可能です。

これまで130万円以上であったために被扶養者として認定されなかった方が収入要件が150万円未満になることで、被扶養者として認定されるケースが増えることが予想されます。



現価係数について

＜現価係数表＞

この現価係数を利用し、将来の目標額を設定し、達成するには現在いくら資金が必要で、平均運用利率を年何%で運用すればよいかなど、具体的な資産形成計画を立てることができます。